

# 最近のトピック（国土交通省プレス発表資料等）

# ガイドラインに基づく各業界団体自主行動計画策定状況 国土交通省

令和5年6月2日「物流の2024年問題」への対応を加速することを目的として、経済産業省、農林水産省、国土交通省は連名で、発荷主事業者・着荷主事業者・物流事業者が早急に取り組むべき事項をまとめた「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」を策定し、令和5年度中を目途として荷主企業・物流事業者にガイドラインに沿った「自主行動計画」の策定・公表を要請。各業界団体が指針となる自主行動計画の策定・公表を進めています。

ガイドラインに沿った自主行動計画策定業界団体(荷主関係) ※内閣官房HPより

No	業種・分野	業界団体・事業者名(一部) ※多数ある場合は、内閣官房HPの公表順にスペースの範囲で記載
1	自動車	(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会
2	自転車	(一社)自転車協会
3	素形材	(一社)日本金型工業会、(一社)日本金属熱処理工業会、(一社)日本金属プレス工業協会 等
4	機械製造業	(一社)日本半導体製造装置協会、(一社)日本印刷産業機械工業会、(一社)日本時計協会 等
5	繊維	日本繊維産業連盟
6	電機・情報通信機器	(一社)日本配電制御システム工業会、(一社)ビジネス機械・情報システム産業協会 等
7	流通業(スーパー、コンビニ、ドラッグストア等小売業)	(一社)日本百貨店協会、(一社)日本フランチャイズチェーン協会、(一社)大手家電流通協会 等
8	建材・住宅設備業	(一社)日本建材・住宅設備産業協会
9	紙・紙加工業	全国段ボール工業組合連合会、日本製紙連合会
10	金属産業	(一社)日本伸銅協会、(一社)日本鉄鋼連盟、JFEスチール株
11	化学産業	全国複合肥料工業会・日本肥料アンモニア協会、石油連盟、フィジカルインターネット実現会議化学品WG 等
12	建設業	(一社)日本建設業連合会
13	商社	(一社)日本貿易会
14	農業	日本花き卸売市場協会、全国農業協同組合連合会、ホクレン農業協同組合連合会、(協)日本飼料工業会 等
15	食品製造業	(一社)日本即席食品工業協会、(一社)日本パン工業会、日本ハム・ソーセージ工業協同組合 等
16	食品卸売業	(一社)日本外食品流通協会、(一社)日本加工食品卸協会、全国中央市場青果卸売協会

自主行動計画策定・提出業界団体・事業者数 令和5年12月26日(火)現在103団体(社) ※荷主92団体(社)、物流関係11団体

詳しくは、内閣官房HPをご覧ください ([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu\\_kakushin/jisyukoudoukeikaku.html](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/buturyu_kakushin/jisyukoudoukeikaku.html))。 

# 令和6年能登半島地震による災害に関して被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います

経済産業省は、令和6年能登半島地震による災害に関して、新潟県、富山県、石川県及び福井県の47市町村に災害救助法が適用されたことを踏まえ、被災中小企業・小規模事業者支援措置を行います。

## ○既往債務の負担軽減に係る対応

## ○日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の休日電話相談の実施

1. 特別相談窓口の設置
2. 災害復旧貸付の実施
3. セーフティネット保証4号の適用
4. 既往債務の返済条件緩和等の対応
5. 小規模企業共済災害時貸付の適用

### 災害救助法適用地域

**新潟県**：新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、加茂市、見附市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町

**富山県**：富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町

**石川県**：金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町

**福井県**：福井市、あわら市、坂井市

中小企業庁金融課長 神崎 担当者：来島、太田、加見

電話：03-3501-1511（内線 5271～5）メール：[bzl-s-chuki-kinyu@meti.go.jp](mailto:bzl-s-chuki-kinyu@meti.go.jp)

URL：<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240104001/20240104001.html>



# 令和6年能登半島地震による影響を受ける中小企業・小規模事業者に関して、下請事業者との取引や官公需の観点から配慮要請を行いました

中小企業庁は、下請取引や官公需の発注に当たり、中小企業・小規模事業者に対する当該災害の影響を最小限とするため、親事業者や、各府省等、都道府県知事に対し要請を実施しました。

## 1. 令和6年能登半島地震の影響を受けている下請中小企業との取引に関する配慮について

経済産業大臣名（他省庁所管の業界については主務大臣との連名）で、業界団体代表者に対し、下請事業者に一方的に負担を押しつけないことや、今回の地震によって影響を受けた下請事業者が今後事業活動を再開させる場合にできる限り従来の取引関係を継続すること、などについて要請しています。

## 2. 令和6年能登半島地震による災害により被災した地域の中小企業・小規模事業者に対する官公需における配慮について

中小企業庁長官名で、各府省や都道府県知事に対し、適正な納期・工期の設定及び迅速な支払や、地域中小企業の適切な評価等について特段の配慮と受注機会の増大させること、などについて要請しています。

※ 各府省等とは、各府省及び各府省の所管する独立行政法人・国立大学法人等を指します。

中小企業庁 事業環境部 取引課 担当者：川森、原、藤野  
電話：03-3501-1511（内線 5291～5297） メール：[bzl-s-chuki-torihiki@meti.go.jp](mailto:bzl-s-chuki-torihiki@meti.go.jp)  
URL：<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240111007/20240111007.html>



## 経済対策に基づく新たな資金繰り支援策を行います

経済産業省は、令和5年11月2日に閣議決定された「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、以下2点の新たな資金繰り支援を行います。

### 1. 新たな信用保証制度を創設

中小企業の4割が利用している信用保証制度で、依然として信用保証付融資の7割で経営者保証を徴求している現状を変えるため、保証料を上乗せすることで、経営者保証の提供を不要とする信用保証制度を創設することに加え、3年間の時限的な保証料負担軽減策を行います。

本制度については、3月15日より申込受付を開始し、それに先立ち2月16日より、要件確認などの事前審査も開始します。

### 2. 日本政策金融公庫等のコロナ資本性劣後ローンの金利運用見直し

コロナ資本性劣後ローンの黒字金利は、直近決算の黒字額から負担することになりますが、黒字額が小さい場合、金利負担により実態上赤字に転落する場合があります。

そのため、直近決算で黒字の事業者が翌年度に黒字金利を支払った場合に、直近決算において事実上の赤字に陥る場合には、直近決算期後1年間については赤字金利（0.5%）を適用するという運用見直しを2月16日より行います。

中小企業庁金融課長 神崎 担当者：来島、太田、加見

電話：03-3501-1511（内線 5271～5）メール：[bzl-s-chuki-kinyu@meti.go.jp](mailto:bzl-s-chuki-kinyu@meti.go.jp)

URL：<https://www.meti.go.jp/press/2023/01/20240123002/20240123002.html>



# 保証料上乘せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度 (制度概要)

- **保証料率の上乗せ**という経営者保証の機能を代替する手法を活用することから、**経営者保証ガイドラインの3要件**（①法人・個人の資産分離、②財務基盤の強化、③経営の透明性確保）よりも緩和した要件を設定。
- また、**新制度の活用を促す**ため、新制度における「**上乗せ保証料**」について、**3年の時限措置として軽減**（令和7年3月末までの保証申込分は0.15%、令和7年4月から令和8年3月までの保証申込分は0.10%、令和8年4月から令和9年3月までの保証申込分は0.05%に相当する保証料を国が補助）。

## 対象要件

(一定の経営規律等)

経済産業省令に規定

次の要件のいずれにも該当すること(\*)

- ① 過去2年間（法人の設立日から2年経過していない場合は、その期間）において**貸借対照表、損益計算書等その他財産、損益又は資金繰りの状況を示す書類** (\*1) を当該金融機関の求めに応じて提出していること。
- ② 直近の決算書において**代表者への貸付金等**(\*2,3)がなく、かつ、代表者への**役員報酬、賞与、配当等が社会通念上相当と認められる額を超えていない**こと。
- ③ 直近の決算において**債務超過ではない**（純資産の額がゼロ以上である）こと**又は**直近2期の決算において**減価償却前経常利益が連続して赤字ではない**こと。
- ④ 上記①及び②については**継続的に充足することを誓約する書面を提出している**こと。
- ⑤ **中小企業者が保証人の保証を提供しないことを希望している**こと (\*4)。

(\*)法人の設立後最初の決算が未了の者の場合にあっては①から③までに掲げるものを、法人の設立後最初の2期分の決算が未了の者にあっては③に掲げるものをそれぞれ除く。

## 保証料率

- 通常の保証料率に、上記③の要件を両方とも満たしている場合は**0.25%**、どちらか一方のみを満たしている場合は**0.45%**の上乗せを行う（2期分の決算書がない場合は0.45%の上乗せ）。
- 事業者負担軽減のため、時限措置として、**上乗せした保証料の一部について軽減措置**を実施。

(\*1)原則、貸借対照表及び損益計算書とするが、必要に応じて試算表や資金繰り表等も含む。

(\*2)「代表者」には代表権を持つ者のほか、代表者に準ずる者も含む。

(\*3)「貸付金」以外の金銭債権（仮払金・未収入金等）も含み、少額のものや事業の実施に必要なものは除く。

(\*4)経営者保証を不要とすることができる既存の保証制度等については、本制度によらず、引き続き従前の取扱いを可能とする。

# 「農林水産省物流対策本部」、 「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について 農林水産省

農林水産省は、令和5年12月27日(水曜日)に、農林水産省の各品目・業界担当部署が参画する「農林水産省物流対策本部」(本部長:農林水産大臣)を設置のうえ第1回会合を開催したほか、同日に「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局に設置しました。

## 1. 「農林水産省物流対策本部」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課 担当者:中村、川村  
代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤル:03-3502-5744

### ①対策本部メンバー

本部長 坂本農林水産大臣 副本部長 武村農林水産副大臣 本部メンバー 高橋農林水産政務官 他

### ②検討内容

全国各地・各品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るための支援策等方策検討

### ③第1回会合議事概要(令和5年12月27日(水)開催)

農林水産省HPにて公開中: <https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/butoryu.html>

## 2. 「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置について

(問い合わせ先)新事業・食品産業部食品流通課卸売市場室 担当者:山田、菊地  
代表:03-3502-8111(内線4152)ダイヤル:03-3502-5744

令和5年12月27日(水)に、物流上の課題や不安を抱えている事業者等の皆様からの相談を受け付ける「農林水産品・食品物流問題相談窓口」を本省及び地方農政局等に設置しました。皆様から状況をお伺いし、必要な場合には当省関係部局の職員等の現地派遣を行って、対応方策の御提案等をいたしますので、お気軽に御相談ください。

機関名	担当部課	電話番号(直通)	メールアドレス
農林水産省	大臣官房新事業・食品産業部食品流通課	03-6744-2379	butsuryu_sodan@maff.go.jp
北海道農政事務所	生産経営産業部事業支援課	011-330-8810	butsuryu_sodan_hokkaido@maff.go.jp
東北農政局	経営・事業支援部食品企業課	022-221-6146	butsuryu_sodan_tohoku@maff.go.jp
関東農政局	経営・事業支援部食品企業課	048-740-0145	butsuryu_sodan_kanto@maff.go.jp
北陸農政局	経営・事業支援部食品企業課	076-232-4149	butsuryu_sodan_hokuriku@maff.go.jp
東海農政局	経営・事業支援部食品企業課	052-746-6430	butsuryu_sodan_tokai@maff.go.jp
近畿農政局	経営・事業支援部食品企業課	075-414-9024	butsuryu_sodan_kinki@maff.go.jp
中国四国農政局	経営・事業支援部食品企業課	086-222-1358	butsuryu_sodan_chushi@maff.go.jp
九州農政局	経営・事業支援部食品企業課	096-211-9371	butsuryu_sodan_kyushu@maff.go.jp
内閣府沖縄総合事務局	農林水産部食料産業課	098-866-1673	butsuryu_sodan_oki.k6h@ogb.cao.go.jp

(相談内容の例) ・「物流2024年問題」は知っているが、具体的にどのような影響があるのか分からず、不安。 ・パレット化、モーダルシフト、中継輸送など物流改善に活用できる補助事業を知りたい。  
・物流確保に向けた検討を始めたいが、現状を踏まえ、具体的にどのような対策が考えられるのか、助言が欲しい。 ・他の地域、事業者の取組状況を知りたい。 など。



詳しくはこちら

## 能登半島地震を受け設けられた雇用・労働関係の特例措置 をまとめたリーフレットを作成しました

令和6年能登半島地震をうけ、厚生労働省では、雇用や労働に関する様々な特例措置を設けています。こうした特例をより多くの人に活用してもらうため、「被災された従業員の方、仕事をお探しの方向け」と「被災された事業主の方向け」に、それぞれの内容を一覧にまとめたリーフレットを作成しました。必要な情報が必要な方に届くよう、被災地域をはじめとするハローワーク、労働基準監督署などで配布する予定です。

### 【リーフレットの内容】

#### ○被災された従業員の方、仕事をお探しの方向け

##### 【主な内容】

- ・被災者の仕事の相談に応じる窓口の案内
- ・災害で勤務先が事業を休・廃止し、賃金が受け取れない場合に受給できる失業給付の案内
- ・被災により公的職業訓練を受けられなくなった場合の修了認定や給付についての特例措置
- ・地震の影響で勤務先の業務が停止し、退職を余儀なくされた人が利用する、「未払賃金立替払制度」の申請手続きの簡略化

#### ○被災された事業主の方向け

##### 【主な内容】

- ・災害により休業せざるを得ない場合の従業員への賃金や手当について、法律上の考え方を取りまとめた「Q & A」や、「雇用調整助成金」による公的支援の案内
- ・各種助成金の申請が期限内に行えない場合、後日の申請が可能なことを案内
- ・労働保険料、社会保険料、障害者雇用納付金について、納付期限を延長・猶予

## 令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

このたびの令和6年能登半島地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

#### 1 仕事をお探しの方は…

新潟、富山、石川、福井労働局および管内のハローワークの一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、被災者の方々の仕事に関する相談にお応えしています。被災前の居住地以外での就職等を希望される方の相談にも応じています。

#### 2 就職活動中の学生・生徒の方は…

新潟、富山、石川、福井労働局管内の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」を設置し、被災した就職活動中の学生などに対する個別の職業相談にお応えしています。

#### 3 労働条件等に関するご相談は…

新潟、富山、石川、福井労働局および管内の労働基準監督署の一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

### 災害による事業の休止などでお困りの方へ

#### 1 雇用保険の特例措置があります

激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない方については、実際に離職していなくても、失業給付を受給できます。また、激甚災害法の指定地域及びその隣接する指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した方については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→雇用保険に6か月以上加入している等の要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにお問い合わせください。

#### 2 Q & Aをご用意しています

地震に伴って休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてのQ & Aをまとめていますので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせください。また、厚生労働省ホームページにも掲載しています。  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00177.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html))



### 公共職業訓練および求職者支援訓練を受講されている方へ

#### 職業訓練の修了認定や給付について特例措置があります

被災により訓練を受けられない場合に、被災前にあらかじめ決められた訓練時間の8割を終了しているときは、訓練を修了したと取り扱われることがあります。

→詳しくは、それぞれの訓練機関へお問い合わせください。

雇用保険や職業訓練受講給付金を受給している職業訓練の受講者が、被災による訓練の中断や休講などで訓練を受けられない場合でも、失業給付や職業訓練受講給付金が支給されることがあります。

→詳しくは、ハローワークまでお問い合わせください。

### 「未払賃金立替払制度」

#### 申請書類の簡略化や迅速な処理を行います

地震の直接的な被害により事業活動が停止した被災地域の中小企業に雇用されていた方々に関する未払賃金の立替払については、申請に必要な書類の簡略化などを行い、迅速な処理を行います。

→詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。厚生労働省ホームページにも掲載しています  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/16849\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/16849_00001.html))。

なお、制度の詳細につきましては、厚生労働省ホームページをご覧ください ([http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/shinsai\\_rousaishouseido/tatekae/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/shinsai_rousaishouseido/tatekae/index.html))。

### 仕事や通勤中に被災された方の「労災保険給付」

#### 申請書類の受付を柔軟に行います

労働者の方が「工作中」や「通勤中」に、地震により建物が崩壊したことなどが原因となって被災された場合には、「労災保険」による給付（治療や投薬、休業補償など）を受けられます。また、請求にあたって事業主や医療機関の証明が受けられなくても請求書は受け付けています。

→詳しくは、最寄りの労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。

### 「災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

#### メンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています

労働者健康安全機構では、自然災害又は大規模な事故等により被災された方々（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています。

#### ●「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

0120-200-826（フリーダイヤル）

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は除く

→全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能です。

### 「勤労者財産形成持家融資」・「中小企業退職金共済制度」・「労働金庫」

#### 融資の返済期間などに特例措置があります

独立行政法人勤労者退職金共済機構においては、財形持家融資の返済期間猶予等についての特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資）9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、厚生労働省ホームページ（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_37207.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37207.html)）または独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<https://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

#### 北陸労働金庫及び新潟県労働金庫における対応

預金通帳等を紛失した場合でも、ご本人確認をした上でお支払いします。

→詳しくは、北陸労働金庫（電話076-231-2165）、新潟県労働金庫（電話025-223-8207）までお問い合わせください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）でも、関連の情報をお伝えしています。

## 令和6年能登半島地震に伴う特例措置のご案内

このたびの令和6年能登半島地震を受け、雇用・労働関係では、次のような特例措置を行っています。詳しくは、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークにお問い合わせください。

### 労働局、労働基準監督署、ハローワークの相談窓口

#### 1 助成金の支給申請など、雇用の安定のための相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局および管内のハローワークの一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、被災した事業主の方々に対し、各種助成金の支給申請などの相談にお応えしています。

#### 2 地震の影響を受けた事業主の新卒採用に関する相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局管内の新卒応援ハローワーク等に「学生等震災特別相談窓口」を設置し、地震の影響により、従来どおりの新卒採用を行うことが困難である事業主などに対する相談にお応えしています。

#### 3 労働条件や労災補償などに関する相談窓口

新潟、富山、石川、福井労働局および管内の労働基準監督署の一部に設置した「特別労働相談窓口」などでは、労働条件、安全衛生、労働保険、労災補償などに関する相談にお応えしています。

### 災害を受けて事業の休業などを行わざるを得ない場合

#### 1 休業する場合の手当の支払いや派遣労働に関するQ&A

事業自体の休業に伴い、労働者を休業させるときには、できるだけ労働者の不利益を回避するよう努力することが大切です。地震による影響で休業する場合の手当の支払や派遣労働に関する労働相談などについてQ&Aをまとめましたので、参考にしてください。→詳しくは、最寄りの労働基準監督署（派遣労働に関しては都道府県労働局の需給調整事業担当）にお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00177.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00177.html)）



#### 2 休業手当を支払った場合は、雇用調整助成金を利用できます

令和6年能登半島地震に伴う「経済上の理由」(\*)により休業、教育訓練又は出向を余儀なくされた事業所において、労働者に休業手当や賃金等が支払われた場合、全国の事業所で雇用調整助成金の特例措置が利用できます。また、新潟県、富山県、石川県、福井県の区域内の事業所においては、助成率の引き上げ（中小企業2/3から4/5、大企業1/2から2/3）等の措置も講じています。

(\*)「経済上の理由」の具体的な例としては、交通手段の途絶により原材料の入手や製品の搬出ができない、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なことから事業活動が阻害されている、などが挙げられます。→詳しくは、労働局または最寄りのハローワークにお問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。



#### 3 失業給付について、従業員にお知らせください

激甚災害法の指定地域（＝災害救助法の適用地域）内の事業所が災害により休止・廃止したために、休業して、賃金を受けることができない労働者については、実際に離職していなくても失業給付が受給できます。また、激甚災害法の指定地域及びその隣接する指定地域内の事業所が、災害により事業を休止・廃止したために、一時的に離職した労働者については、事業再開後の再雇用が予定されている場合であっても、失業給付を受給できます。→要件を満たす方が対象となります。また、本特例措置を受けた方については、再度離職した際の失業給付の給付日数等に影響する場合があります。詳しくは、最寄りのハローワークにご相談ください。

### 各種助成金の支給申請

令和6年能登半島地震を理由にハローワーク等に行くことができず、期限内に各種助成金の支給申請ができない場合、後日、理由を添えて申請することができます。→詳しくは、労働局又は最寄りのハローワークへお問い合わせください。

### 労働保険料、障害者雇用納付金等の納付期限延長・猶予

#### 1 石川県及び富山県内に所在地がある事業主等

石川県及び富山県内に所在地を有する事業主などについて、労働保険料、障害者雇用納付金などの申告・納期限等を一律に延長します。

#### 2 石川県及び富山県外に所在地がある事業主等

石川県及び富山県外に所在地を有する事業主であっても、このたびの災害によって事業財産に相当の損失を受け、労働保険料などを納付することが困難となった場合には、個別に納付の猶予措置を受けることができます。

詳しくは…

労働保険料については最寄りの労働局か労働基準監督署へ、障害者雇用納付金については独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構へお問い合わせください。

### 「災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

労働者健康安全機構では、自然災害又は大規模な事故等により被災された方々（事業者、労働者及びその家族等）に対するメンタルヘルス及び健康に関する相談を受け付けています。

#### ●「自然災害又は大規模な事故等による災害被災者のための心と健康の相談ダイヤル」

0120-200-826（フリーダイヤル）

【受付日時】平日 10時00分～17時00分 ※土・日・祝日は除く

→全国どこからでも、携帯電話からも無料で利用可能です。

### 中小企業退職金共済制度・勤労者財産形成持家融資の特例措置

独立行政法人 勤労者退職金共済機構が行っている中小企業退職金共済制度（中退共）の掛金の納付期限延長等や財形持家融資の返済期間猶予等の特例措置を設けています。

→詳しくは、独立行政法人 勤労者退職金共済機構（電話03-6907-1234（中退共）、03-6731-2831（建退共）、03-6731-2887（清退共、林退共）、03-6731-2945（財形持家融資）9:00-17:15（土日祝日は除く））にお問い合わせいただくか、独立行政法人 勤労者退職金共済機構ホームページ（<https://www.taisyokukin.go.jp/>）をご覧ください。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・ハローワークにお問い合わせください。厚生労働省のホームページでも、関連情報をお伝えしています。（<http://www.mhlw.go.jp/>）

・急激な物価高騰を乗り越え持続的な構造的賃上げを実現するためには、雇用の7割を占める中小企業がその原資を確保できる取引環境を整備することが必要  
→令和5年11月29日に内閣官房及び公正取引委員会の連名で「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定

## 本指針の性格

- ・労務費の転嫁に関する事業者の発注者・受注者の双方の立場からの行動指針
- ・発注者及び受注者が採るべき行動／求められる行動を12の行動指針として取りまとめ。
- ・独占禁止法及び下請け代金法に基づき厳正に対処することを明記

## 発注者として採るべき行動／求められる行動

- |                              |                                |
|------------------------------|--------------------------------|
| 【行動①：本社（経営トップ）の関与】           | 【行動②：発注者側からの定期的な協議の実施】         |
| 【行動③：説明・資料を求める場合は公表資料とすること】※ | 【行動④：サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を行うこと】 |
| 【行動⑤：要請があれば協議のテーブルにつくこと】     | 【行動⑥：必要に応じ考え方を提案すること】          |

## 受注者として採るべき行動／求められる行動

- |                   |                                     |
|-------------------|-------------------------------------|
| 【行動①：相談窓口の活用】     | 【行動②：根拠とする資料】※                      |
| 【行動③：値上げ要請のタイミング】 | 【行動④：発注者から価格を提示されるのを待たずに自ら希望する額を提示】 |

## 発注者・受注者の双方が採るべき行動／求められる行動

- |                     |                              |
|---------------------|------------------------------|
| 【行動①：定期的なコミュニケーション】 | 【行動②：交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管】 |
|---------------------|------------------------------|

※価格交渉において、発注者が労務費上昇の理由の説明や根拠資料の提出を求める場合や、受注者が労務費の上昇傾向を示す根拠資料の例として、「**標準的な運賃**」が明記されている。

# 「ホワイト物流」推進運動セミナー」を開催します！

国土交通省では、「ホワイト物流」推進運動の更なる推進のため、「**ホワイト物流**」推進運動**セミナー**」を開催します。オンラインセミナーのため、どこからでもお気軽にご参加いただけます！

※ホワイト物流推進運動については後ほど詳しくご説明します。

## 各回共通のコンテンツ

- ・「ホワイト物流」推進運動の紹介（動画）
- ・我が国の物流の革新に向けた取組みの動向（国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課）
- ・改善基準告示の改正と発注者等への要請 2024年4月適用の時間外上限規制、改正改善基準告示のポイントと監督署が行う発注者等への要請、各種支援を紹介（厚生労働省）

## 各回独自のコンテンツ（講演）

### 第1回：10月19日（木）13:00～15:55 終了

- ・ホワイト物流を推進する中で出来た「働き方改革」と今後の課題と対策について（株式会社フードレック）
- ・八大株式会社のデジタル化による働き方改革事例（八大株式会社）

### 第2回：11月9日（木）13:00～15:55 終了

- ・働き方改革の実現とコンプライアンスの徹底（仕事環境の改善でCS・ES・FS（家族の満足度向上）の達成へ（新雪運輸株式会社）
- ・ホワイト物流を推進する中で出来た「働き方改革」と今後の課題と対策について（株式会社フードレック）

### 第3回：12月7日（木）13:00～15:55 終了

- ・待機時間削減を目的とした高回転物流への取組みについて（タカスタンダード株式会社）
- ・DFL思考 × 包装デザインアップデートによる顧客価値共創（SBS 東芝ロジスティクス株式会社）

### 第4回：1月26日（金）13:00～15:55

- ・皆で運ぶ物流の未来（仮）（NEXT Logistics Japan 株式会社）

### 第5回：2月15日（木）13:00～15:55

- ・「ステークホルダーとの相互理解」「運転手ファースト」で取り組むホワイト物流（もりか運送株式会社）

### 第6回：3月7日（木）13:00～15:55

- ・輸送事業の課題解決に向けて～「DX」による事故未然防止と業務効率化・法規制強化への取り組み～（ロジスティード株式会社）



国土交通省では、物流施設の災害対応能力の強化等を図るための「物流拠点機能強化支援事業」(補助事業)について、R5年度当初予算分の採択を決定しました。それに引き続き、追加公募を開始します。

## 1. 事業概要

災害時や電力不足時においても、物流拠点において電源機能を維持し、迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保することが必要である一方、非常用電源設備は、導入費用の高さ等を考慮すると、自助努力で導入することは企業にとって大きな負担となっているため、災害対応能力の強化を図るため、非常用電源設備の導入支援を行い、物流拠点において電源機能を維持し、迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保していく。

## 2. 今後の公募予定

第1次公募に引き続き、追加公募を実施いたします。申請の際には、国土交通省Webサイト(下記URL)に掲載されている交付要綱、実施要領等をご覧頂き、申請様式に必要な事項をご記入の上必要書類を添えて地域を管轄する地方運輸局等へご提出ください。

[https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu\\_freight\\_tk2\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/freight/seisakutokatsu_freight_tk2_000021.html)

## 3. 公募受付期間

応募期間：令和6年1月9日(火)～2月14日(水) 17時まで(必着)

国土交通省物流・自動車局貨物流通事業課 電話：03-5253-8297(内線41-347)

URL：[https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02\\_hh\\_000068.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/tokatsu02_hh_000068.html)

# 物流施設の災害対応能力の強化等

## 事業概要

- 災害対応能力の強化を図るため、非常用電源設備の導入支援を行い、物流拠点において電源機能を維持し、迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保する。

## 背景・経緯

- 営業倉庫等の物流施設においては、災害対策基本法に基づく防災基本計画においても災害時の物資拠点としての役割が期待されており、国民の安定的な生活の確保と社会の安定の維持に不可欠なサービスとして事業の継続が不可欠。
- 近年の災害時（平成30年台風第21号や令和元年台風第15号）において、物流施設で停電等が生じており、それによって物流の現場に混乱が発生。

総合物流施策大綱（2021年度～2025年度）（令和3年6月15日閣議決定）  
 III 3（1）③ 物流拠点と既存インフラとのアクセス強化や物流拠点の防災対策（略）災害発生時においても生活必需品等の物資供給を途絶させないよう、（略）、物流拠点の防災対策を充実させるほか、（略）防災設備を備えた物流施設の整備を推進する。

## 必要性・課題

- 災害が激甚・頻発化している中、災害時や電力不足時においても、物流拠点において電源機能を維持し、迅速かつ円滑な物資輸送体制を確保することが必要。
- 一方、非常用電源設備は、導入費用の高さや費用対効果を考慮すると、自助努力で導入することは企業にとって大きな負担となっている。



台風15号により倒壊した鉄塔

## 実施内容

物流施設において、非常用電源を導入する場合に補助を行う。※

- 【補助率】  
1 / 2 以内
- 【補助対象者】  
倉庫事業者  
貨物利用運送事業者  
トラックターミナル事業者

- 【補助対象施設】  
・営業倉庫  
・航空上屋  
・トラックターミナル
- 【補助対象設備】  
非常用電源設備（発電設備又は蓄電池）



<非常用電源設備>

※詳細については交付要綱等をご確認ください。